

議案第50号

世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会の委員の改選時期を合わせるため、世田谷区保健福祉サービス苦情審査会の委員の任期について特例を設ける必要があるため、本案を提出する。

世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例

世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 審査会の委員の任期の初日が令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に属する場合の第26条第3項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「令和8年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。